

社会変革者たち

井守健太郎

社会を変えたい、よりよい社会を築きたい—社会変革者の声です。

人々には信念があります。「自分が正しいと信じること」が信念です。よく「他人と政治の話はするな」と父に言われました。なぜか？それは人の信ずるものが露わになるからだと気付きました。私とあなたの決定的な違いが明らかになるのです。信ずるものの違いはどうしようもない壁を作ってしまうかねません。人付き合いを考えれば、父の言葉は金言でした。しかし、私は今この言葉に違和感を覚えています。私はあまたの信念から発せられた社会を変えたいという言葉に心が動かされました、そして信念が違えど人と人とが共鳴する場面を見てきました。信念の違いを乗り越え、人と人とは納得し合える！私はそんな可能性に人間の営む社会の実存を感じざるを得ません！

今日私が話すのは、国の政治、国政そのものの在り方です。

経済、社会保障、エネルギー、外交—国政で扱う議題は、今なお様々存在します。この議題は日本国内の全ての国民に常に関わり続ける議題です！

問いましょう、国政で決められたこと全てに私たちは納得できていますか？不満がありませんか？

安倍政権の支持率は60%、しかし！秘密保護法への反対は7割！原発再稼働への反対は5割！これらは、既に政策として可決されました！この状況を誰が一体、国民が納得していると言えるのでしょうか。繰り返し言います、国政で扱う議題は国民全員に関わる議題です。国民は議題の当事者となります。そうであるなら、全国民が納得できるような決定を国政はしなければなりません。

こういった性質を持つ国政において、納得を得ない変革は暴力、個々人の信念への冒涇でしかないでしょう。昨晚の秘密保護法の強行採決が象徴的です。与党は審議拒否！野党は遅延行為と退席！こんな国会運営で決められた法案に全国民が納得することは不可能です。法案の中身ではありません。それでも可決される国会運営の在り方そのものが、国民を蔑ろにしているといわざるをえません。

民主党政権時代は国民へ無視という暴力を働きました。方針の見えない民主党政権、統治者は毎年変わり続けました。国民は罵声を浴びせました、政治家は理解してくれない国民を非難しました。

蔑視！黙殺！過ちは繰り返されています！もしまた未曾有の震災が起きたら、もし社会保障制度の存亡が危機的状況に陥ったら。納得があつて初めて、私たちは様々な国政の抱える諸問題に協力し立ち向かうことができるのです

私の志向する変革は、全国民が納得できる政策決定の可能な国政の統治の仕組みを構想することです！

現状の国政の政策決定は全く国民が納得できる構造となっておりません。

現在、政策決定を行っているのは主に官僚です。官僚は、利益団体の経済的要望を汲み取って、内閣に各省庁との合議を経て政策を提出します。内閣はその政策を法案として国会に提出します。利益団体の 7 割が官僚に要望を伝えており、かつ内閣が提出する法案は可決された法案の 8 割にのぼります。このような事態においては、経済的要望が主に反映される形となります。

右肩上がりの経済成長、潤沢な資金と土地に溢れた国土開発—これらがパフォーマンスとして可能だった時代は終わりを告げました。今度の東京オリンピックでも標語となっているように、現代は成熟化を迎えております。ネオコン、プライバシー、ジェンダー—こうした多様な価値観が配慮されるべき時代となりました。絶対的に、経済的利益の獲得のみが人々の生活に求められる時代ではありません。

また、選挙においても同様です。現代の日本では選挙公約が総選挙ごとに各党から提出されます。しかし、選挙公約は必ずしも守る必要はなく、票集めの手段として用いられております。民主党政権の公約違反は記憶に新しいはずですが、実際、日本比較政治学会の分析によると、8割もの議員が選挙公約の方針とは異なった独自の行動をとる傾向があると発表されています。

つまり現代では、従来の官僚による政策決定も、選挙公約による政策決定も国民は納得できると到底言えるものではないのです！

それでは、この様な時代状況で、どうすれば国政の政策決定に納得できるのでしょうか。シンプルに考えて下さい。「自分の意見をしっかり聞いてくれて、決まった結果に至った理由をしっかりと説明してくれる」これが納得に繋がるのです。納得のための 2 つ条件をあげます。

一つ目は、国民各々の政策への要望を集約する主体が存在することです。

現在政策決定を主に行う官僚以外の主体が、利益団体以外から多様な要望を集約する必要があります。自分の意見をしっかり聞いてくれる機会がある主体によって確保されることが必要です。

二つ目は、主体が決定された政策の説明責任を果たすことです。

最終的に政策がどういう審議を経て決定されたかを要望を集約した主体が説明する必要があります。せっかく要望を述べても、その内容と違った政策が勝手に決められては納得できません。自らの要望と違う内容であっても、どういう経緯で政策が成立するに至ったかを、要望を伝えた主体から説明することは必要なのです。

以上を踏まえ、私が提案する国政の形は、**マニフェストと政党政治を利用した参加型の国政政治**であります！

国民と政党の媒介手段として、マニフェストを制度的に位置付けます。政党は国民各々の要望を集める主体としてふさわしいです。なぜなら、法案を可決する国会で直接議論を交わし、かつ専門性が高い民間も含めた党员と共に国民が政策作成を行えるからです。

マニフェストにおいて国民は、議事を公開しながら政党に所属する議員や支持団体と協力して政策を作成します。参加した国民は、政党の理念に従って政党が提示した大枠の政策の方向性に対し要望を伝え、政党はそれを鑑みながら政策を作成するのです。国民は直接参加のイベントや間接的に党の HP の中で、議論に参加し要望を表明できます。これと同様の取り組みはイギリスの労働党で先駆的に行われております。

また、参加を平等にするため、政党助成券の配布を国民一人ずつに行います。政党助成券を受け取った国民は支持する政党を選択し、政府に送付します。政党助成券には、その政党を支持する理由を併記してもらい、それに従って各党は党則の整備を行い、有権者を党员として登録します。

一体この政策で何が変わるのでしょうか。鍵は、政党の意志表示の全てが、マニフェストに沿って行われるということです。国民が党员として参加したマニフェストは次回総選挙まで党の方針に拘束力を与えます。そもそも各党が持つ理念が異なり、そこに参加する国民は一定程度理念と自らの価値観に親和性を感じて参加しているが故に、定められたマニフェストの方向性にもまとまりが生まれます。こうして、各党は国会において、各党の党员の要望を局所的に主張することができます。

さらに、政党は党员に説明責任を果たさなければなりません。そのため**国会での審議の活性化**を行います。

まず前提として、与党のマニフェストに基づいた法案は、国会において最大多数党である以上、可決されます。ただし、ここには修正案という形で各党との妥協が必要です。イメージとしては、先日の秘密保護法案をめぐる四党合意です。この合意を徹底させ、全ての党で合意できるまで修正案の提出を認めます。また、野党のマニフェストに基づいた法案は、議員立法という形で提出を行います。そして、これも同様に修正案を出すことで各党との妥協を図ります。この妥協のために、審議の活性化が必要なのです。

日本の審議時間は年間 60 時間！といっても、審議ではなく、この時間は単なる野党から与党への質問時間です。法案修正は年に 5 件未満しか行われていません。対して日本と同様に議院内閣制を採るイギリスは与党の権限は保障しながらも、年間 1000 時間の審議を行い野党の意見を踏まえた法案修正と可決を 30 件近く行っています。

この政策実現のために、国会法の改正を行い、次回総選挙まで提出された法案の審議を継続してできるようにします。現在国会法 68 条によって継続する前に廃案になると規定されております。そこで、この 68 条を改正し、審議の継続を認めます。

各党は党员の要望を束ねたマニフェストの政策の可決はもちろん、修正案がどう審議され最終的にどう可決されたかの経緯を各党党员にイベントや HP で説明し、責任を果たすこ

とを義務とします。

選挙のように、私たちは誰かに政策決定を委任するわけではありません。私たち自身が政党に参加し、政党が媒介となって国政に要望を伝え、かつ政党が決定された政策の経緯を国民に説明することで、私たちは初めて国政の決定に納得をすることが可能となるのです。国政の決め事に無力感を感じていませんか？納得は不可能であると思っはいませんか？

しかし！もし、国政のある決定に納得できず問題意識を抱くならば！

私たちは信ずるものから逃れることはできません！私たちは自らの信念に開眼し、社会変革の一員にならなければならない！皆さんはただただ社会変革者であり続けるのです！

ご清聴ありがとうございました。